



**Q1. 豊川市に引っ越す予定ですが、引っ越し前でも申込みできますか？**

A1. 入所日の前月末までに豊川市に住民票を移していただけることを前提に申込みを受け付けます。

**Q2. 学区以外の保育園等に入所することができますか？**

A2. 市内の保育施設であれば、どこの保育施設でも入所可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い施設に入所する方もいます。

**Q3. 公立園と私立園の違いはありますか？**

A3. 保育料は、公立・私立とも同じです。令和元年10月から3歳児（年少）～5歳児（年長）クラスのお子さまについては、保育料が無償となりました。  
また、令和6年4月から給食費の月額5,500円が無料となりました。  
保育内容については、基本的には同じですが、地域の特色や園の伝統等により違いはあります。

**Q4. 保育園の見学はできますか？**

A4. 各施設において園見学とミニ体験を実施しています。日程につきましては、各施設にお問合せいただくか、市および施設のホームページにてご確認ください。

**Q5. 軽い障害がありますが、入所できますか？**

A5. 中・軽度の障害のある3歳以上児のお子さまを保育する加配保育を指定園で実施しています。集団保育が可能であるか等を面接や体験保育等を行い、加配保育が必要であるかを判断します。入所可能な方でも希望施設以外に入所していただく場合があります。

**Q6. 祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？**

A6. 保護者（父・母）に市民税・県民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりませんが、非課税の場合は祖父母が算定の対象となる場合があります。

**Q7. 食物アレルギーがありますが、入所までに準備することはありますか？**

A7. 医師の記入した「生活管理指導表」を入所する施設へ提出する必要があります。入園説明会の際にお渡ししますので、施設長にお声かけください。各施設やお子さまの状況により弁当持参となる場合もあります。

**Q 8. 申込み時点でまだ生まれていない子の申請はできますか？**

A 8. 生まれる前からの申請はできません。出生届受理後に申請できます。また、受け入れ月齢については施設ごとに異なります。

**Q 9. ひとり親家庭は優先的に入所できますか？**

A 9. ひとり親家庭の状況を考慮しますが、他の方と同様に就労日数や就労時間、ご家庭の状況等で判断し、調整します。

**Q 10. 正規職員と臨時職員（パート等）では、どちらが優先的に入所できますか？**

A 10. 正規職員と臨時職員で優先度に差はありません。就労日数や就労時間、ご家庭の状況等で判断し、調整します。

**Q 11. 夜間の仕事をしていますが、保育施設に入所できますか？**

A 11. 保育を必要とする要件を満たす就労時間であれば申込みできます。ただし、保育施設の原則的な保育時間内の勤務（昼間午前8時から午後4時まで）以外の勤務を常態としている方は、入所に際して利用調整のある場合は、利用の優先度の調整対象となります。（日勤と夜勤の交代勤務は除きます。）

**Q 12. 出産予定日が5月初旬ですが、上の子は4月入所希望で申込みできますか？**

A 12. 出産予定日が令和9年2月4日から令和9年5月26日（多胎妊娠の場合は、令和9年2月4日から令和9年7月7日）までの方は、出産要件に該当しますので申込みができます。保育が必要な状況を証明する書類として母子健康手帳の写しを提出ください。なお、その場合の保育の利用期間は産後8週（多胎妊娠の場合は、14週）後の月末までとなります。出産要件以外で申込みをされた場合でも、上記期間に出産をされる方は出産要件となります。

**Q 13. 育児休業復帰で申込み予定ですが、育児短時間勤務を取得するか迷っています。どのように申請したら良いですか？**

A 13. 育児短時間勤務を取得する予定であれば、育児短時間勤務での申請をお願いします。実際の復帰が申請時と異なる場合（フルタイムでの復帰を予定していたが育児短時間勤務になる等）は入所が取り消しとなることがあります。入所申込書類提出時に、会社と復帰後の勤務について十分に調整をしておいてください。

**Q 14. 現在は学生で、4月からは就労予定ですが職場はまだ決まっています。証明書は何を提出したら良いですか？**

A 14. 申込み時点では、就労先が決まっていないため、ハローワーク受付票を提出してください。

**Q15. ハローワーク受付票は豊川市以外の職業安定所で取得したものでも受け付けてもらえますか？有効期限はありますか？**

A15. 豊川市以外の職業安定所で取得したものでも受け付け可能です。有効期限はそれぞれですが、取得してから3か月程度求職活動をしていないと無効になりますので、発行日より3か月を目安とします。

**Q16. 就労証明書等に訂正があった場合は、訂正印が必要ですか？**

A16. 訂正印は不要です。証明を受けた会社の記入責任者に訂正を依頼してください。なお、修正テープや保護者が訂正したもの、消えるインクで記載された書類は受け付けできません。

**Q17. 現在、夫が単身赴任中です。夫の就労証明書の提出は必要ですか？**

A17. 必要です。海外に出向中の場合も必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

**Q18. 現在、夫と離婚を考えていて、別居しています。夫の就労証明書の提出は必要ですか？**

A18. 必要です。ただし、家庭裁判所に夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てている、あるいは夫婦関係調整（離婚）調停中の場合は、就労証明書ではなく、裁判所より発行される通知書と生計同一関係の有無の申立書（※）を提出いただきます。

※申立書は職員面接時に記入をお願いします。

**Q19. 現在、在園していますが、4月から転園を希望します。利用調整の対象になりますか？**

A19. 新規入所申込みをしていただくことになり、利用調整の対象になります。現在在籍している施設の枠も確保されません。ただし、きょうだいが当該年度に別施設を利用しており、新年度はきょうだいが同一施設（きょうだいが在園しているいずれかの施設）を新規で希望したにもかかわらず、別施設になってしまう場合については、当該年度の利用施設への継続を可能とします。定員等の都合によりご希望に添えない場合もありますので、提出する前に保育施設や保育課にご相談ください。

**Q20. 小規模保育事業所に入所した場合、3歳児からの保育施設はどうなりますか？**

A20. 3歳児以降も保育施設を希望される場合は、新規入所申込みを提出していただくことになりますが、連携施設へは優先的に入所可能です。それぞれの連携施設は下記のとおりです。なお、連携施設以外に入所希望の場合は、その状況を考慮のうえ、調整します。

たいよう保育園→八南保育園  
つぼみ保育園→みどり・ひかり保育園  
あおぞら保育園→代田保育園・八幡保育園  
おひさまキラリ→光輝保育園  
エンジェルキッズ豊川園→菊保育園

**Q21. 書類提出時や面接時は母親以外の者（祖父母等）でも良いですか？**

A21. お子さまの普段の様子や生活、健診の状況を伺ったり、提出いただいた書類をもとに就労状況等の確認などをしますので、極力、お子さまの保護者さま（基本的に父や母）のご対応をお願いします。

**Q22. 申込み後に勤務先が変わった場合はどうしたらいいですか？**

A22. 変更があった都度、新しい勤務先の証明書の提出が必要です。申込み時は、入所望年度の4月1日時点の状況に応じた書類を提出してください。申込書類提出後、申請内容に変更がある場合は、速やかに保育課に申し出てください。申し出がない場合は、入所取り消し又は、退所となることがあります。

**Q23. 育児休業を取得していますが、申込みをすることはできますか？**

A23. 育児休業取得中で4月入所の申込みをされる場合は、5月31日までに育児休業から復帰される方が申込みの対象となります。6月1日以降に育児休業から復帰される方は育児休業明け保育所等入所予約制度や途中入所などで申込みをすることができます。

育児休業からの復帰で4月入所をされた方で、5月31日までに育児休業から復帰しない場合は、入所取り消し又は、退所となります。育児休業復帰後の就労時間等が申請内容と異なる場合も入所取り消し又は、退所となることがあります。

**Q24. 産休や育児休業を取得予定ですが、その後も引き続き保育所を利用することができますか？**

A24. 産後8週間を経過後に育児休業を取得される場合は、在園しているお子さまは原則として退所になります。ただし、在園しているお子さまが2歳児（当該年度の4月1日の時点で2歳になっている児童）以上であり、かつ継続利用が必要な場合に限り、特例として所定の手続きを取っていただくことで在園中の保育所を継続して利用することが可能です。6月1日以降に育児休業から復帰予定の方が4月入所の申込みをすること、及び2歳児未満の在園児が育児休業の期間中に継続して保育所を利用することはできません。

**Q25. 育児休業復帰で申込みをしましたが、入所に合わせて転職を考えています。  
就労日数と時間が育児休業復帰時と同等であれば問題ありませんか？**

A25. 入所に合わせての転職は、育児休業からの復帰として取扱うことができますので、入所取り消し又は、退所となります。育児休業復帰での申込みは、保護者が市に申し出た労働日数・時間で育児休業を取得している職場に復帰することを要件とした手続です。入所に合わせての転職は、申込書類提出後の申請内容の変更となりますので、速やかに保育課に申し出てください。

**Q26. 慣らし保育はいつまでですか？**

A26. 入所後1週間程度になりますが、個別に相談可能ですので、入所する保育施設にご相談ください。なお、4月入所前に慣らし保育をすることはできません。

※回答内容のさらに詳しいことや掲載のないものにつきましては、  
子ども健康部保育課（Tel 0533-89-2274）までお問合せください。